

「貴社で一番大切な財産を守りませんか...」

丸紅取引先協力会「がんとの両立支援保険プログラム」のご案内 (がんのみ補償特約付就業継続支援保険)

業界初!

従業員が病気になっても仕事を続けられるよう支援することが求められる時代になってきています。

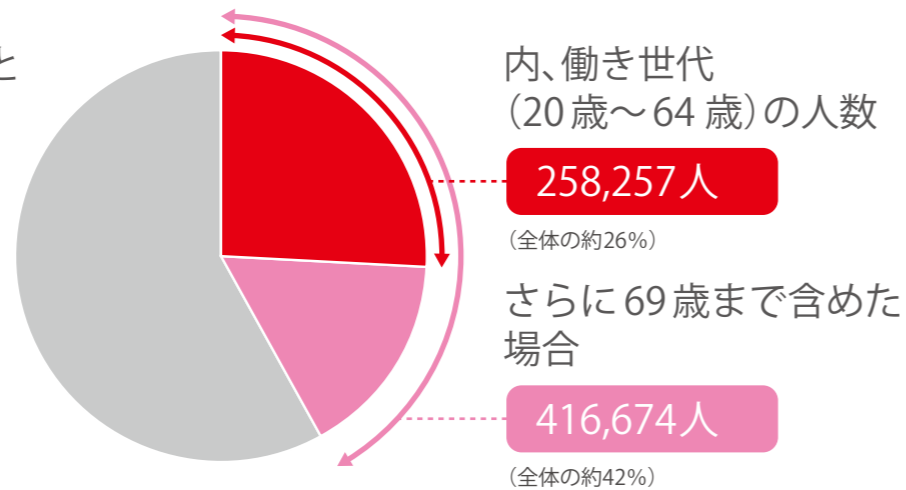
生涯現役 一億総活躍

特に「がん」については、年々罹患者数が増加し続けている中、「改正がん対策基本法」(2016年12月施行)に「雇用継続への配慮」が努力義務として明文化され、「治療と仕事の両立支援」が企業文化として根付くよう施策が進められています。

■2016年に新たに「がん」と診断された人数

995,132人

※上皮内がんを除く。



出典：厚生労働省「全国がん登録」

●もし、従業員が「がん」に罹ったとき...



働きたい...

まずは「がん」罹患のショックによる離職を防ぐ必要があります。

- ・仕事がしたい(社会とのつながり、自分の存在価値)
- ・収入が途絶えると治療にも影響が...

本人の気持ちを優先し、無理をして働かせた結果、症状が悪化

そのことで、逆に会社側が苦しい状況に...

- 労働契約法「安全配慮義務」違反を問われる可能性

一方、仕事内容を調整、収入も補てんした場合には、以下の課題に直面

- 周りの従業員との公平性 (納得感、協力を得られない可能性)
- 「ノーワーク・ノーペイの原則」

丸紅取引先協力会
「がんとの両立支援保険プログラム」
従業員および貴社の悩みを解決!

従業員のエンゲージメントアップ!



企業イメージアップ!

特徴

- ①業界初! 過去にがんにかかった方も補償対象
～治療終了後1年を経過していれば補償対象者に含めることができます。
- ②所得補償保険金は、安心の最長1,000日補償
～就業に制限がある状態(注)であれば、入院の有無を問わず、就業制限がなくなるまでの期間(最長1,000日分)の補償を受けることができます。
- ③保険加入日の初日から、すぐに補償が開始
～「がん保険」固有の「待ち期間(90日間)」の設定はありません。
- ④対象者(従業員)の個人情報提出は不要

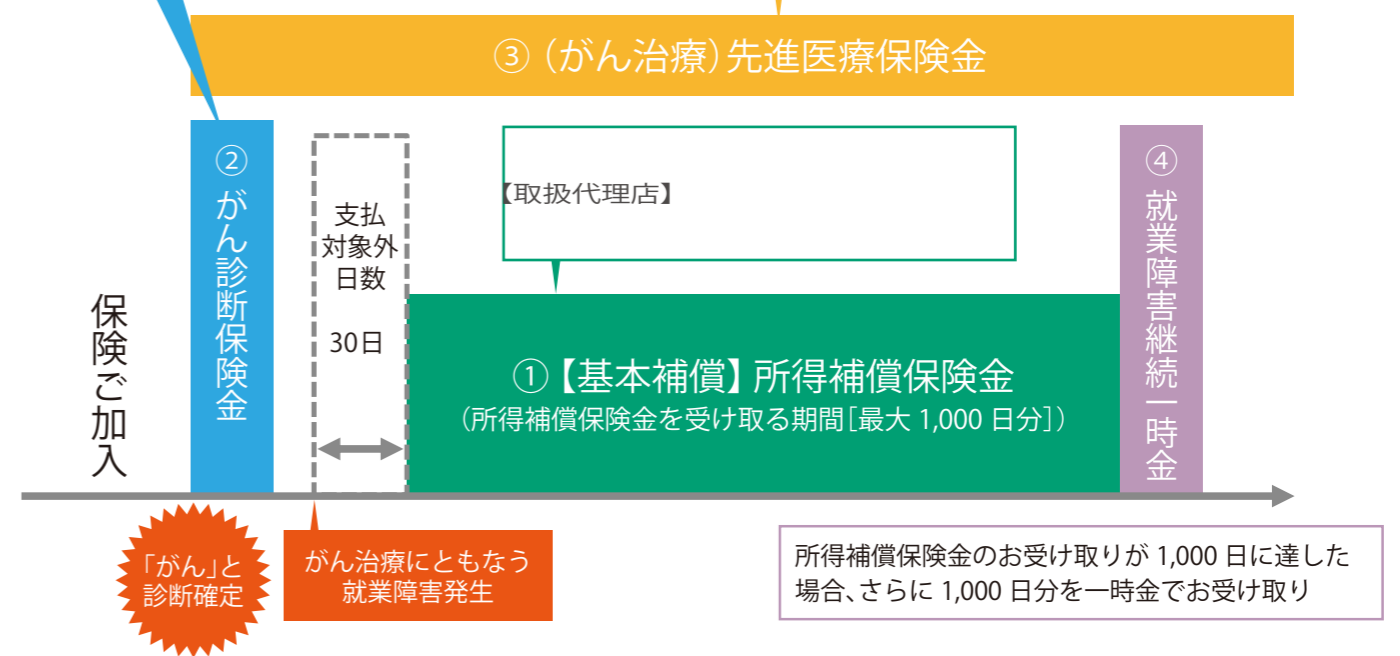
団体割引
10%適用

(注)「就業に制限がある状態」の判断は、医師の診断によります。「復職後の時短勤務や残業制限がある期間」も「就業に制限がある状態」であれば対象となります。

補償の概要

ご加入後に初めて「がん」と診断確定された時に一時金をお受け取り

がん治療を目的として健康保険対象外の先進医療を受けた場合に、技術費用相当額を何度でもお受け取り
例：重粒子線治療約309万円、陽子線治療約276万円



このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。

【取扱代理店】

Marubeni Safenet
丸紅セーフネット株式会社
〒102-0084
東京都千代田区二番町3 麹町スクエア3階
TEL 03-5210-1610

【引受保険会社】

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073
東京都千代田区九段北一丁目8番10号住友不動産九段ビル11階
TEL 03-5276-5602